

総合地球環境学研究所防災管理規則

平成 16 年 7 月 13 日制 定

規則第 91 号

平成 21 年 6 月 23 日最終改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、総合地球環境学研究所危機管理規則（平成 21 年 6 月 23 日制定規則第 90 号）第 8 条の規定に基づき、総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）における火災、震災、風水害等（以下「災害」という。）の防災管理について必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第 2 条 研究所の職員は、この規程に従うとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、相互に協力して事態に対処しなければならない。

(防災管理の総括)

第 3 条 所長は、防災管理に関し総括する。

2 管理部長は、所長を補佐し、防災管理に関する業務を掌理する。

(防火管理者)

第 4 条 消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定による防火管理者を置き、財務課長をもって充てる。

2 防火管理者は、法第 8 条第 1 項に定める消防計画（以下「消防計画」という。）の作成及び防火管理上必要な業務を行うものとする。

(防火担当責任者)

第 5 条 防火管理者の業務を補佐させるために、消防計画に定めた担当区域毎に防火担当責任者を定める。

2 防火担当責任者は、防火管理者の指導監督を受け、消防計画を熟知し、担当区域に係る火災予防に努めなければならない。

3 防火担当責任者の氏名は、担当区域各室の入口に明示しておかなければならない。

(火元責任者)

第 6 条 防火担当責任者の業務を補佐させ、日常的な火気管理、消防設備の点検、危険物の点検を行わせるために、各室毎に火元責任者を定める。

- 2 火元責任者は、防火担当責任者の指導監督を受け、消防計画を熟知し、当該室に係る火災予防に努めなければならない。
- 3 火元責任者の氏名は、当該室の入口に明示しておかなければならない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、防災管理及び防災教育等の運用等については、消防計画の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成16年7月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年6月23日から施行する。